

議案第 1 5 4 号

川崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

川崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

平成 2 1 年 1 1 月 2 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例

川崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年川崎
市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
第 1 条中「及び工業用水道事業（以下「水道事業等」を「、工業用水道事業
及び下水道事業（以下「上下水道事業」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（事業の設置）

第 2 条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。

2 工業用水として原水を供給するため、工業用水道事業を設置する。

3 市民の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域
の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

第8条第1項中「水道事業等」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「前項の」及び「の各号」を削り、「提出する書類」を「提出する業務状況説明書類」に、「前各号」を「前3号」に、「水道事業等」を「上下水道事業」に改め、同条第3項中「やむをえない」を「やむを得ない」に改め、「同項の」を削り、同条を第9条とする。

第7条の見出し中「負担付き」を「負担付きの」に改め、同条中「水道事業等」を「上下水道事業」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「負担付き」を「負担付き」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第2号中「不服申し立て」を「不服申し立て」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第3号中「自動車損害賠償保障法」の次に「（昭和30年法律第97号）」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「水道事業等」を「上下水道事業」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「水道事業等」を「上下水道事業」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「水道事業等」を「上下水道事業」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の管理者（以下「管理者」という。）の職名は、上下水道事業管理者とする。

第4条第3項中「水道事業等の管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に、「水道局」を「上下水道局」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「水道事業等」を「上下水道事業」に改め、同条に次の1号を加え、同条を第4条とする。

(3) 下水道事業

ア 排水区域は、本市区域内とする。

イ 排水人口は、1,466,300人とする。

ウ 1日最大処理能力は、864,200立方メートルとする。

第2条の次に次の1条を加える。

(法の適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(川崎市下水道事業の設置等に関する条例の廃止)

2 川崎市下水道事業の設置等に関する条例（昭和62年川崎市条例第15号）は、廃止する。

(川崎市行政手続条例の一部改正)

3 川崎市行政手続条例（平成7年川崎市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「水道局」を「上下水道局」に改める。

(川崎市パブリックコメント手続条例の一部改正)

4 川崎市パブリックコメント手続条例（平成18年川崎市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「団体」を「団体をいう。」に改め、同条第2号中「ための手続」を「ための手続をいう。」に改め、同条第3号中「水道局」を「上下水道局」に、「もの」を「ものをいう。」に改める。

(川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

5 川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年川崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「水道局」を「上下水道局」に改める。

(川崎市浸水低地改良資金貸付条例の一部改正)

6 川崎市浸水低地改良資金貸付条例（昭和41年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条中「規則で」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第5条第2項及び第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「市長の」を「管理者が」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第7条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第8条中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「市長」を「管理者」に改める。

第11条第2項、第12条ただし書及び第14条中「市長」を「管理者」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「市長」を「管理者」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第4号及び第5号中「市長」を「管理者」に改める。

第16条中「市長が」を「管理者が別に」に改める。

（川崎市入江崎余熱利用プール条例の一部改正）

7 川崎市入江崎余熱利用プール条例（平成8年川崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第7条及び第8条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第10条第6号中「規則」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程（以下「管理規程」という。）」に改める。

第12条ただし書及び第13条中「市長」を「管理者」に改める。

第14条中「規則」を「管理規程」に改める。

第16条中「市長が」を「管理者が別に」に改める。

別表の2の表中「規則」を「管理規程」に改める。

(川崎市水洗便所設備費助成に関する条例の一部改正)

8 川崎市水洗便所設備費助成に関する条例（昭和36年川崎市条例第20号）

の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第3条第3項及び第4条中「市長」を「管理者」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「市長」を「管理者」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2号中「とりこわされ」を「取り壊され」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に、「市長」を「管理者」に改める。

第7条中「市長が」を「管理者が別に」に改める。

(経過措置)

9 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の管理者（以下「管理者」という。）が提出する改正後の条例第9条第1項に規定する業務状況説明書類には、下水道事業に係る事項をも記載するものとする。

10 この条例の施行に伴い必要となる水道事業及び工業用水道事業と下水道事業に係る組織の統合に関する企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。）の制定の手続は、施行日前においてすることができる。この場合において、管理者の行うべき権限は、水道局長が行うものとする。

1 1 施行日前に市長が行った処分その他の行為又は施行日前に市長に対して行われた申請その他の行為で、管理者が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

参考資料

制 定 要 旨

地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、下水道事業に同法の規定の全部を適用し、水道事業及び工業用水道事業と下水道事業に係る組織機構を統合し、並びに下水道事業の排水人口及び1日最大処理能力を変更するため、この条例を制定するものである。